

12月になりました。

## 確定申告の準備は、お早めに。

1年間（1月1日～12月31日）に所得のあった人が所得税額を「申告納税」し、また納め過ぎた所得税を「還付申告」するのが確定申告です。

### 医療費控除を受ける時、必要書類は？

医療費の領収書（原本）／源泉徴収票（給与収入のある方）

領収書などについては、確定申告書を提出する際に添付又は提示してください。  
※健康保険組合から送られてくる「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりにはできません。

#### ☆医療費控除のポイント☆

納税者が医療費を支払った場合には、本人のものだけではなく同一生計であれば配偶者や子ども・その他親族までまとめて申告できます！

### 住宅ローン控除を受けるときの、必要書類は？

住宅借入金等特別控除とは、居住者が住宅ローン等を利用してマイホームを新築、取得又は増改築等（以下「新築等」）をし、12月31日までに居住の用に供した場合で一定の要件に当てはまるときに、その新築等のための住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除するものです。

住宅ローン控除の計算明細に添付する書類は、

源泉徴収票（原本）／工事請負契約書、売買契約書（写し）／金融機関からの残高証明書／土地、建物の登記簿謄本／住民票などがあります。

確定申告をされる前には、もう一度必要書類を確認していただき、分からないこと等ありましたら、佐賀税務署（☎32-7511）、又は、小城市税務課（☎73-8801）までお問い合わせください。



#### 【夜間納税相談】

12月10日・24日(木)

17:30～20:00

場所 小城市庁舎1階  
税務課

#### 【問合せ】

税務課（小城市庁舎）

☎73-8810

☎73-8801

また、平成21年度までは申告制度でしたが、平成22年度より給与所得の方は、給与の年末調整で、源泉徴収票に住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日を記入していただくことにより **申告不要** になりました。

**A** 平成11年1月1日～平成18年12月31日、及び平成21年1月1日～平成25年12月31日までに入居し、住宅借入金等特別控除を受けた人で、所得税で控除できなかった分がある方については翌年度分の住民税から控除する措置が講じられています。

**Q** 住宅ローンを利用し、所得税の税控除を受けています。住民税からも税金を控除できると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

Q

&

A

## 納期限を守りましょう！

12月28日(月) 納期限 固定資産税 3期・国民健康保険税 7期